

平成 23 年 3 月 14 日

保護者 各位

江戸川区立小松川第二中学校
校長 志村文穂

「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う対応について

3月11日（金）午後2時46分ごろ、
マグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震発生

大地震の発生から3日過ぎた今日でも、まだ余震が続いています。各ご家庭では、ご家族や御親戚の安否の不安を抱えたままでの生活だと思えます。江戸川区内でも、建物の壁面・屋根の崩落や、帰宅困難な生徒を抱えるなど、各学校での対応を余儀なくされている状況があります。また、原子力発電所の問題に伴う諸問題と計画停電、交通機関のダイヤの大きな混乱など、保護者の皆様もご家族の安全と保護者ご自身の勤務にかかわる先での課題もあり自体は尋常ではないのではないかと受け止めております。

このような状況の中、それぞれのご家庭における安全確保にかかわるご判断があらうかと思えますが、江戸川区教育委員会の指導を受けて、本校においては以下のように対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

記

1. 生徒の安全確保に係る保護者のご判断について

生徒の安全確保に係るご判断については、各ご家庭それぞれにあらうかと思えます。学校においては、教育委員会と協議しながらも、近隣小・中学校の状況を鑑みながら判断をさせていただきます。その際の連絡方法は学校ホームページと個別の連絡とさせていただきます。

登下校時の安全確保につきましては、ご家庭と学校とで相談しながら対応していくことが重要だと考えております。

また、震度のレベルで一律に帰宅させることは、第一避難場所が学校であること、ご家庭に保護者不在のご家庭があることなど総合的に判断した時に、無理があると考えられますので、個別に学校にご連絡いただきますようお願いいたします。

- (1) 臨時休業については、前日のうちに連絡いたします。
- (2) 出席停止扱いは、非常変災等、生徒もしくは保護者の責任に帰することのできない事由での欠席ですので、学校保健法に従って措置いたします。
- (3) その他、学区域を越えて通学している生徒の扱いについては、当面欠席扱いといたしますが、保護者の判断でもありますので、後日ご相談ください。

2. 授業について

- (1) 原則平常通りに授業は実施いたします。
- (2) 校内においては、学級合同で行う授業形態を工夫したり、補教教材、教員の配置を工夫したりして補教体制を工夫いたします。なお、授業の持ち物については、担任を通して連絡をいたします。

